

平成 31 年 3 月 27 日

古賀市議会  
議長 結城 弘明 様

文教厚生常任委員会  
委員長 吉住 長敏

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により 3 月 6 日に委員会を開催し慎重な審査を行った要旨について報告します。

### 記

#### 第 2 号議案 古賀市子ども・子育て支援条例の制定について

子ども・子育て支援についての基本理念を定め、子ども・子育てに係る政策を総合的に推進していくための基本的事項を条例で定めるもの。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 条例でいう子どもの定義は基本 18 歳未満であるが、高校 3 年生で 18 歳に到達する場合は、高校 3 年生までは同じように取り扱われる。
2. 第 6 条（機会等の提供）の第 4 項の保護者同士の交流に関し、I P P O 事業、でんでんむし、アンビシャス広場、つどいの広場があげられる。
3. 第 6 条（機会等の提供）の第 5 項の相談の機会に関し、子育て世代包括支援センターでワンストップサービスを新たに設置。学校でのスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心の教室相談員等ふくめ重層的に対応される。
4. 第 10 条（児童虐待への対応）に関し、古賀市では関係する行政機関、医療機関等が入った要保護児童対策地域協議会で共有し支援につなげていく。
5. 保護者教育の必要性に関し、第 15 条に保護者の役割を掲げ、子育ての重要な責任に対し、保護者が担うべき自覚について掲げられる。
6. 条例の市の責務については現代社会で児童虐待やいじめがある現実をふまえ、行政が一步踏み込むべく覚悟をもってやっていくべきものとして提案している。
7. 前文は子育て会議メンバーの議論の中で委員の思い、市民としての思いを掲げるべきという議論を経て決まった。
8. 第 16 条（子どもが大切にすること）は他市でも記載は様々あるが、大人が大切にしたい願いを込めた形を盛り込むべきだとの結論に至った。

#### 【意見】

（賛成意見）

- ・子どもの権利に関しまだ弱い面もあるが、これから先、発展的な支援条例になることを願う。
- ・条例制定で市役所、社会全体で子どもを温かく見守り、保護者を含め子育て世代

を支えあうことを期待。

- ・市、保護者などの役割を明らかにした歓迎すべき条例。理念条例から実効ある行動計画の策定を期待。

**【審査結果】**

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。

**第 8 号議案 古賀市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について**

古賀市民体育館内のトレーニング室を廃止することに伴い、条例の一部を改正するもの。

**【審査内容】**

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 市民体育館のトレーニング室は、昭和 6 2 年 3 月の建設当初はなく、数年後に設けられた。
2. 今後は控室やミーティングの用途で使用し、利用料金は考えていない。
3. 現在の利用者は年間延べ約 5 5 0 人、1 日 1. 7 人。早急に廃棄しないと危ない備品がある。

**【意見】**

なし

**【審査結果】**

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。